

令和2年度DXイノベーション推進プロジェクト研究開発 業務委託公募に係るFAQ（第二版）

（令和3年3月2日現在）

1 事業趣旨・公募内容について

ご質問		回答
1-1	本業務の公募内容はどういったものか。	ウィズコロナ・アフターコロナ時代における強靱かつ自律的な地域経済の構築を図るため、茨城県とともに、本県の地域課題解決に向けた研究開発プロジェクトに挑戦していただける事業者を公募するものです。
1-2	本業務の実施期間はいつまでか。	令和3年度末までです。
1-3	募集締切はいつまでか。 募集要項に締切が2種類あるのはなぜか。	募集締切は、令和3年3月18日（木）17時までです。 募集締切までに、提出書類の提出（様式第1～4号）をお願いします。 ※提出書類の提出に先立ち、事務局にて参加意向のある事業者様の状況を把握したいことから、令和3年3月12日（金）17時までに、参加意思がある旨メールで連絡することをお願いしています。
1-4	本業務の実施期間において、必ず実施しなくてはならないことはあるか。	業務実施期間（令和3年度中）において、課題解決に向けた試作品等の開発、又は、茨城県内をフィールドとした実証実験の実施と考えています。
1-5	今、自社で実施している取組について応募をしてもよいのか。	茨城県の地域課題解決と方向性が一致する取組であれば、応募可能です。ただし、委託契約の締結前と全く同一の取組ではなく、本業務を契機に新しい取組を実施することや新たなパートナーとの連携体制を構築するなど、茨城県の地域課題解決に資する新たな挑戦が含まれた提案をお願いします。
1-6	既存の技術・ソリューションを活用する応募でもよいのか。	可能です。ただし、新しい活用方法や新しい組み合わせを盛り込むなど、茨城県の地域課題解決に資する新たな挑戦が含まれた提案をお願いします。 既存製品やソフト等の本県への販路開拓若しくは自社への導入が主目的となっている提案は、本事業の趣旨に馴染みません。

1-7	何件程度の採択を予定しているのか。	予算の範囲内で10件程度の採択を予定しております。応募者多数の場合は、ご期待に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
1-8	2次公募はあるのか。	今回の募集を経たうえで、なお、予算残額がある場合に実施する可能性はありますが、現時点では未定です。
1-9	新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害の発生などにより、実証実験が実施できなくなるなど、仕様を満たせなくなった場合はどうするのか。	委託契約書に基づき、委託料、履行期間等の契約内容の変更について、協議することを想定しています。 ※契約書（案）の第12条に（事情変更による契約内容の変更）について記載がありますので、ご確認ください。

2 応募要件について

ご質問		回答
2-1	応募主体に条件はあるのか。	本公募内容にご理解をいただき、募集要項に定める要件を有する方であれば、どなたでも応募いただけます。
2-2	1社単独、又は、個人での応募は、可能か。	可能ですが、実現性や展開性の面から、複数事業者連携でのご提案を推奨します。
2-3	茨城県外の事業者でも応募可能か。	可能です。ただし、茨城県をフィールドとした、研究開発や実証実験の実施を要件とします。茨城県への旅費・滞在費は委託費から支出可能です。
2-4	学生・未成年が参加してもよいのか。	可能です。ただし、プロジェクト終了後、茨城県内でどのようにビジネスや活動を継続・展開させていく計画かについて、具体的な記載をお願いします。
2-5	大企業が参加してもよいのか。	可能です。
2-6	研究機関単独で参加してもよいのか。	可能です。ただし、プロジェクト終了後、茨城県内でどのようにビジネスや活動を継続・展開させていく計画かについて、具体的な記載をお願いします。
2-7	企画提案の段階で、どの程度事業者間での連携体制について熟度を高めればいいのか。	企画提案の段階では、十分な連携体制が構築されていないことも想定されますので、業務実施期間中に新しい事業者を探すプロジェクトでもよいこととします。 ただし、審査や契約締結の段階において、連携体制構築に係る実現性を確認しますので、可能な限り連携体制の熟度を高めていただくことを期待します。 なお、提案書提出の段階で調整中の場合にはそのことがわかるように提案書に記載してください。

2-8	留意事項にてプロジェクト実施中に新しい事業者を探し、連携して取り組む計画でもよい、とあるがどのように探せばよいか。	探し方も含めて提案してください。 業務実施期間中に茨城県の支援が必要な場合は記載ください。可能な範囲で相談に応じます。
2-9	複数事業者連携での応募の場合、どのように契約をするのか。	代表者を選定いただき、代表者が企画提案者となってください。県との契約は、代表者と締結します。 プロジェクトの参加者については、企画提案書に記載してください。
2-10	業務執行体制に制限はあるのか。	制限は特段設けていません。 適切な成果創出に向けた研究開発等及び事務局との綿密な連絡調整ができる体制としてください。
2-11	1事業者で複数の提案をすることも可能か。	可能ですが、多くのご提案をいただいた場合も、1事業者に偏った採択は致しかねるので、代表者としての提案は、1事業者3提案以内程度を目安にご提案ください（連携先としては上限を設けません。）
2-12	支社名義で提案する場合も、契約相手は本社名義にする必要があるか。	提案する代表申請者と契約相手方は同一である必要がありますので、プロジェクト実施者が支社である場合も、代表者氏名は本社名義としてください。連絡先や担当者連絡先は、支社名義で差支えありません。
2-13	茨城県の機関が連携事業者となることは可能か。	職員が研究開発に関わる、実証実験の場となるなどの連携が考えられるため可能です。 ただし、地方公共団体職員の人件費には、委託費を当てられないほか、原則、県機関への経費充当（県機関が本委託費で備品等を購入する）は認めません。
2-14	1事業者で複数の提案を行う場合、企画提案書は2部作成するのか。複数提案を1つにまとめるのか。	それぞれ企画提案書を提出してください。 提案書ごとに、採否を検討いたします。

3 地域課題について

ご質問		回答
3-1	地域課題とは、具体的にどのようなものがあるのか。	<p>県では、県政運営の指針として「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とした県総合計画を策定し、県政の推進＝地域課題の解決を推進しています。</p> <p>県総合計画に位置付けた4つのチャレンジにおける地域課題について、募集要項記載のとおり、例示しますのでご参考ください。</p> <p>ただし、課題は例示ですので、ご提案はこれに縛られるものではありません。</p>
3-2	1つの提案で解決を目指す地域課題が複数あってもよいのか。	<p>可能です。1つのご提案が複数の地域課題の解決に資するものであることをPRしてください。</p>

4 デジタル技術について

ご質問		回答
4-1	デジタル技術とはどのようなものを想定しているのか	<p>一般的に知られているデジタル技術として、次のような技術を想定していますが、次に記載のない技術のご提案も受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ ・ 自動運転 ・ ロボット、ドローン、XR ・ キャッシュレス、ブロックチェーン
4-2	デジタル技術を活用しなくてはならないのか。	<p>デジタル技術の活用は必須です。</p>

5 資金用途・経理について

ご質問		回答
5-1	資金用途に決まりはあるのか。	<p>事業に必要な経費（人件費・消耗品費・リース代・旅費・会議費・印刷製本費 等）であれば、可能な限り対象としたいと考えていますが、下記のとおり、一部制限を設けます。</p> <p>事業に必要な経費の個別具体のケースにつきましては、想定しきれない部分もありますので、委託契約の締結時に審査を行います。</p>

		<p>(資金の充当を認めないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地費 ・ 不動産取得費 ・ 大規模施設の整備費 ・ 貸付金又は保証金 ・ 損失補償 ・ 借入金の返済 ・ 市町村など地方公共団体の人件費 <p>(資金の充当に注意が必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 <p>→ 次項目のとおり</p>
5-2	<p>備品購入の取り扱いについて</p> <p>※ 1 件の取得価額 5 万円以上、かつ、1 年以上の使用期間のある物件については、「備品」としての取り扱いとなります。</p>	<p>備品対象となる 5 万円以上の物品は、事後の管理が必要となりますことから、原則リース契約をお願いします。リース契約が不可能で委託事業遂行上必要と茨城県が認めた場合に限り、備品購入が可能です。</p> <p>備品は、茨城県の許可なく売却や他の用途に使うことはできません。</p> <p>委託契約終了後は、備品の所有権は茨城県となりますが、一定の条件により、委託契約終了後も受託者に無償貸与できることとします。</p> <p>備品の管理につきましては、茨城県の指示に従っていただくこととなります。</p>
5-3	<p>契約締結日前に発生（発注）した経費も対象となるのか。</p>	<p>対象になりません。契約締結日前にとった見積りによる契約締結後の発注は対象となります。</p>
5-4	<p>試作品等を製作した場合に、契約終了後に独占的に使用することは可能か。</p>	<p>試作品等の所有権も備品と同様、原則、茨城県に帰属することになりますが、一定の条件により、委託契約終了後も受託者に無償貸与できることとします。</p>
5-5	<p>備品や試作品の無償貸与に係る一定の条件とはどのようなものか。</p>	<p>「公共の福祉の観点から必要な場合に、茨城県が活用できること」等の条件を付すことを想定しています。</p>
5-6	<p>一般管理費を見積もることは可能か。</p>	<p>可能です。常識的な範囲内（10%以内程度）で見積りをお願いします。</p>
5-7	<p>再委託は認められるのか。</p>	<p>業務遂行上、茨城県が必要性を認めた場合に限り再委託は可能です。</p>

5-8	研究開発プロジェクトについて、受託者側の負担はあるのか。	事業費は、契約額の範囲内、茨城県の予算の範囲内において、全額県負担と想定しています。 ※ 受託者側の費用負担を妨げるものではありません。 ※ 資金の充当を認めないものは受託者側で用意してください。
5-9	事業費の概算払いは可能か。 また、概算払いの限度、条件は。	茨城県が必要性を認めた場合及び金額に限り、概算払いは可能です。 概算払いの限度は、委託費の90%です。 概算払いがなければ事業が実施できない理由について、茨城県が認めることが条件となります。
5-10	自社調達にかかる開発費用はどのように計上すればよいか。	自社開発で必要となる人件費や物品費などを積み上げて計算してください（ただし、利益排除が必要）。開発費一式〇〇万円といった計上は認められません。
5-11	上限2,500万円（税込）だが、大幅に下回る見積でも問題ないか。	事業実施が可能であれば、2,500万円を大幅に下回る計画でも問題ございません。費用対効果も評価の対象となります。
5-12	人件費の積算はどのようにしたらよいのか。	人件費に積算可能な金額は、受託者（代表提案者）の職員や受託者が雇用したアルバイト等のうち、本事業に関与した方の人件費となります。 また、お一人の職員が本事業以外の業務も兼務される場合は、本事業に関与する部分を割合で積算してください。
5-13	連携事業者への委託費分配はどのように積算すればよいのか。	謝金、外注費、技術導入料などで積算をお願いします。
5-14	精算金額の確定検査はどのように行うのか。	経費の支払いについて証明できる書類（領収書、納品書、給与の支払い証明書、銀行通帳の写し等）の確認を実施する予定です。
5-15	過去に、別団体（国等）の補助金を受け開発した製品を活用しプロジェクトに応募することは可能か。	別の補助金等を受けて開発した製品であっても、その製品を活用し、茨城県で新たな実証等に取り組み地域課題の解決を図るプロジェクトであれば応募することは可能です。ただし、（1-6）のとおり既存製品の単なる販路拡大を図るものは本事業の趣旨に馴染まないのをご注意ください。

5-16	「同一団体が同一内容で、他の公的機関の委託や補助を受けていないプロジェクトであること」とはどのような範囲のことなのか。	人件費や物品費等の2重計上が懸念されますので、そういった懸念がないもののみ（本事業でかかった費用のみ）の精算を担保できるようにしていただく必要があります。
------	---	---

6 知的財産について

ご質問		回答
6-1	知的財産の取り扱いはどのようになるか。	本委託業務により発生した知的財産権については、原則、茨城県に帰属することになります。が、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、当該知的財産権等を、受託者側に帰属することができます。
6-2	再委託先が知的財産の帰属ともなりうるのか。	6-1のとおり、創出された知的財産につきまして、認められる場合には、受託者に帰属できることとしますが、本手続きは、茨城県と受託者で実施をいたします。 知的財産創出の過程で、創出への寄与度や受託者と再委託先との契約関係の中で、両者合意の下で最終的に再委託先帰属となることは否定いたしません。が、その場合も、所定の手続きが必要です。

7 進捗管理について

ご質問		回答
7-1	事業の進捗管理はどのように行われるのか。	1～2月に一度、事務局にて進捗状況を確認する予定です。 実施方法（現地確認、来庁、オンライン）などは、都度協議します。
7-2	プロジェクト期間中に進捗管理可能なKPIとは具体的にどのようなものか。	実証件数、ユーザ数、営業件数などとなります。提案者側でプロジェクト進捗を報告できるものとしてください。

8 成果報告について

ご質問		回答
8-1	茨城県への成果報告はどのように実施するのか。	令和3年度末頃予定の成果報告会にご出席をいただき、報告願います。 そのほか、成果や取組状況を報告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 選定方法・評価基準について

ご質問		回答
9-1	採択に向けたスケジュール感は	募集締切後、速やかに選定手続きを実施しますが、現時点で応募件数が想定できないことから、応募多数の場合は、相応の時間を要する可能性があります。 目安として、3月末頃に採否決定、4月中の契約締結を考えています。
9-2	評価基準及び審査選定について、どのように考えているのか。	募集要項及び企画提案書（様式第2号）に記載の項目により評価します。なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めないので、あらかじめご了承ください。
9-3	プレゼンテーションはどのような形式で実施されるのか。	プレゼンテーションは書類選考を通過した提案者に動画提出をお願いする想定です。利用されるコンテンツは自由ですので、10分以内で提案のアピールをしてください。 1次審査後、短時間での提出をお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
9-4	企画提案書はワード形式だが、提出時だけかプレゼンテーションも含めてワード形式にする必要があるか。	企画提案書はワード形式のものを使用して提出ください。プレゼンテーション資料については形式自由になります。
9-5	企画提案書に図や表を挿入しても問題ないか。	図や表を様式に合わせて挿入しても問題はありません。ただし、枚数・データ容量制限にはお気を付けください。また、別紙での添付は認めません。
9-6	提案者は茨城県の事業者である必要があったほうがよいか。	本事業では茨城県内・県外を問わず多くの提案を募ることとしているため、提案者が県内事業者である必要はありません。ただし、事業後も継続的に茨城県で活動いただくために県内プレイヤーを巻き込んだ体制での提案を推奨しています。

9-7	プロジェクト参加者はできるだけ多く記載しておいたほうがよいか。	プロジェクト参加者は主要参加者を記載していただく項目のため、体制の充実については「4 実現性について」でアピールしてください。
9-8	「2 地域性について」で記載する茨城県のフィールドとはどのようなものが含まれるか。	他県ではなくなぜ茨城県でプロジェクト実施するかをアピールしてほしいため、実証場所のみに限らず、連携する地場企業やモニターとなる県民等、プロジェクトに関わる県内のあらゆる要素を記載してください。
9-9	「プロジェクトにおいて取り組むフェーズ」について、契約期間内（1年間）で取り組める範囲ということで選択すればよいか。	契約期間内（1年間）で取り組める範囲で選択してください。契約後での活動予定については、「5 展開性について」等で記載ください。
9-10	「4 実現性について」の体制図やスケジュールは様式自由か。	記載項目の欄に収まる形であれば様式は自由です。分かりやすく記載してください。
9-11	「4 実現性について」の提案書の実績・強みは提案者（代表）のみでなく、他の体制図記載の参加者のものも記載可能か。	提案者（代表）の実績・強みを明記頂いた上で、他の参加者についても記載いただいて構いません。
9-12	「6 経済性について」の費用対効果は、具体的にどのように記載すればよいか。	見積額に見合ったプロジェクトであることを、定量的に判断できるように目標の課題解決効果（経済効果やユーザ数等）を記載してください。
9-13	どのような項目を重視して審査するのか。	募集要項に記載した5つの評価項目に基づき審査しますが、特に以下を評価の主要なポイントとしつつ、提案内容全体を確認して評価を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズコロナ時代における茨城県の強みや課題を的確に捉えた提案であるか ・提案者のみでなく、茨城県の様々なステークホルダーが関わり、課題解決効果を楽しむ提案であるか ・令和3年度末までの具体的なスケジュールが実現可能なものか ・プロジェクト終了後は、自律的に県内でビジネスや活動が展開されていくのか

9-14	茨城県内の産学官プレイヤーと連携した方が、評価が高くなるのか。	評価項目になりますので、高くなります。積極的な連携をお願いします。
9-15	経済性の「費用対効果」は、予算が少ないほど評価は高くなるのか	同等の効果の提案が複数あった場合、予算が少ない提案が評価されます。ただし、効果の大小の方を重要視します

10 その他

ご質問		回答
10 - 1	事業期間中の茨城県とのやりとりはオンラインでも可能か。	可能です。業務遂行上必要な場合、来県や来庁をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
10 - 2	企画提案書の問い合わせ先・提出先メールアドレスが茨城県のものではないのはなぜか。	記載のメールアドレスは、事務局支援業務を委託している「株式会社野村総合研究所様」が用意したものです。茨城県の代わりに、事務局支援を委託している、「株式会社野村総合研究所様」、「株式会社常陽産業研究所様」から連絡がいく場合があります。 また、採択後は、両社様と連携して進捗状況の確認などを実施していく予定ですので、あらかじめご了承ください。
10 - 3	契約保証金が免除となる場合はどのような場合か。	契約を履行しないおそれがないと茨城県で判断した場合に、免除となります。